

借入金累増で制度破綻の危機

補助金化した普通交付税 自治体の希薄な借金意識

地方交付税制度のあらまし

ら交付される税」であるといえよう。 域によって地方税の収入額に差があるために 差額を埋めるために、国にいったん集めてか 税収入が不足する地方自治体に対して、その 標準的な行政を行うための支出に比べて地方 地方交付税を一言で説明するとすれば、「

地方自治の発展を支え、さらには地域社会の すととともに、このことを通じて地方行政や 設されてから、五十年近くが経過した。この 発展に寄与してきたと考えられている な財源を保障する制度としてその役割を果た わが国に一九五四年に地方交付税制度が創 地方交付税は地方自治体に対して安定的

> 出し、その地域はますます疲弊したであろう。 提供することができず、住民は他の地域へ流 ていたであろうと想像される。 うに、日本国内の地域間格差はさらに広がっ 企業、人口の集積とともに税収も増え、ます 税収が少ないことから十分な行政サービスを ます行政サービスが充実し発展するというよ 方、企業が集積し人口が集中する地域では、

その実施 (小学校の建設や老人ホーム 例えば、 義務教育や社会福祉 法令や制度を整

の運営)を地方自治体に義務づけても、 の水準を引き上げるために、 政施策の水準、 の施策も実行されず、絵に描いた餅に終わっ 自治体がその負担に耐えられなければそれら 治体を通して行われている。 国がこれらの行 民生活にかかわる施策のほとんどが、地方自 にしろ、国 (中央政府= 各省庁) が定める国 また、現在の日本では、教育にしろ、福祉

てしまう。

そして改革への展望などについて考えてみる

高まっている。

この特集では、地方交付税とは何かから始め、

財源である地方交付税が支えてきた。

均

国家日本の地方経済発展を支えてきたのが地方財政であるが、それをまた、

しかし最近、

地方交付税の制度疲労が著しいとの声が

安定的な

その現状、

何が問題なのか

いたとしたならば、 の地域から徴収する税収のみで行政を行って としたならば、 もし、この間、 言いかえれば地方自治体がそ 地方交付税制度がなかった 過疎地域や後進地域は

地方交付税は、各市町村・各都道府県ごと

荘銀総合研究所副理事長

伊藤

忠明

地方交付税の交付団体と不交付団体

(平成12.12.1)

| | | | | | (17 | 以 1 2 . 1 2 . 1 |
|-------|------|-----------|-----|-----|-------|-----------------|
| 区分 | 都道府県 | 大都市 | 中核市 | 都市 | 町村 | 合 計 |
| 交付団体 | 46 | 12 | 26 | 598 | 2,519 | 3,201 |
| 不交付団体 | 1 | (1) | 1 | 34 | 39 | (1) 75 |
| 計 | 47 | (1) 12 | 27 | 632 | 2,558 | (1) 3,276 |

(注)東京都特別区は、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定のため、 上段()外書きとしている。 交付団体・不交付団体の区分は平成12年度再算定によるもの。

> こ1。 国民によってよく理解されているとは言いがわらず、国の予算や県、市町村の予算に比べ、

政の関係を表すことになっている。地方交付税は国の予算から地方自治体との財力っている。国が行う行政サービスのほとんどが地方自治体を通じて行われ、財源的にはどが地方自治体を通じて行われ、財源的にはどが地方自治体を通じて行われ、財源的にはどが地方自治体を通じて行われ、財源的にはどが地方自治体を通じて行われ、財源的にはが、地方交付税がそれを裏打ちしていること、そして市町村・都道府県の行う行政活動の財源の民を地方交付税は国の予算から地方自治体に交地方交付税は国の予算から地方自治体に交地方交付税は国の予算から地方自治体に交

ಶ್ಶ

のぼり、この額は国の一般会計予算総額八十

地方交付税は今やその総額が二十兆円にも

三年度当初予算)。このように、地方交付税は三兆円の約四分の一にもなっている(平成十

金額ともに大きくなっているにもかか

いっても過言ではない。

の行政活動、

行政サービスは考えられないと

施できるようにする仕組みである。このよう足額を埋めることによって行政サービスが実算し、その自治体が集める税金との差額= 不

地方交付税制度の働きを抜きに、

わが国

にこれらの事業の実施に必要となる財源を計

地方交付税の必要性

せるために、各種の行政活動を行っている。 ともに行政主体として憲法、地方自治法等に これらの地方自治体と呼んでいる。 三百の地方自治体と呼んでいる。 これらの地方自治体は、国 (中央政府)と ともに行政主体として憲法、地方自治法等に ともに行政主体として憲法、地方自治法等に とったの 地域住民の生活や福祉を維持向上さ とったがある。 四十七の都道府県と三千二百七 せるために、各種の行政活動を行っている。

地方自治が育成されることになると考えられ、人ひとりが納税者として自治体の行政活動、体の経費を直接住民が負担するようにすれば、行政に対する過大な要求もなく、住民一ば、行政に対する過大な要求もなく、住民一ば、行政に対する過大な要求もなく、住民ーらば、中央政府からの資金に頼らず自分たちらば、中央政府からの資金に頼らず自分たち

「財政収入」に格差が生じる。あることから、地方自治体の間に「税収」=場合には、各自治体が負担できる税金に差がところが、地域によって経済力に差がある

おり、 間の格差は雪だるま式に広がることとなる。 地域ほど税負担が高くなり、その地域の住民 的に地域間に大きな差がないことが望まれて 地域へと脱出することになる。 これでは地域 も企業もより税率が低くかつ行政水準の高い 行うための方法として地方自治体の間で住民 負担の面つまり地方税の水準についても全国 自治体の間において、同一水準のサービスを ている。「経済力」=「財源」に差がある地方 水準の行政サービスを受けることが要請され 民が国内のどこに住んでいても等しく一定の とも起こりうる。現代社会では、すべての国 自治体の間で行政水準に著しい差が生じるこ 人当たり負担を変えることも考えられる。 その結果、同じ日本国内でありながら地方 ただしそうすると、貧しく行政水準の劣る 税率に大きな差をつけることは現実的

ちで決め行うというのが自治であるとするなることが望ましい。自分たちのことを自分た民が負担する地方税収入によって調達され

ではない。

政活動に要する経費の財源は、その地域の住

地方自治の考え方からは、

地方自治体の行

2



税制度である。 は縮小) することを「財政調整」と呼んでお 政需要と財政収入の過不足を調整 (解消また る必要がある。 このような各地方自治体の財 政収入 (存在する財源) との過不足を調整す 各地方自治体の財政需要 (必要な経費)と財 水準の行政サービス」が受けられるように、 民すべてが等しく「一定の負担」で「一定の であっても、日本全国どこに住んでいても国 地方自治体の間に財政力の格差がある場合 わが国で採用されている制度が地方交付

地方交付税制度の仕組み

交付税制度は次のような仕組みになってい る場合、その不足額を埋める方法として地方 際に、必要な経費に比べ地方税収入が不足す ある地方自治体が標準的な行政を実施する

いわばプールするのである。 差が生じるので、いったん国税として集めて 酒税のそれぞれ三二%、消費税の二九・五% 府の集める税)の一定部分(所得税、 自治体が個別に地方税を集めたのでは貧富の たばこ税の二五%)である。すなわち各地方 法人税、

地方交付税の毎年の総額は、国税のうち、 特に不足する場合には穴

別交付税」として配分される。 の九四%は「普通交付税」、残りの六%は「特 地方交付税総額は二種類に分けられ、 総額

税収等の収入)を超える額、すなわち財源不 が「基準財政収入額」(一定の方法で計算した 政需要額」(一定の方法で計算した財政需要) 普通交付税は各地方自治体ごとに「基準財

地方自治体に交付される資金である「国庫補

法定5税分

・所得税及び酒税の32%

・消費税の29.5% ・たばこ税の25%

特例加算分等

・法人税の32%(12年度から当分の間35.8%

このほかに、各年度の地方財政対策による、

からの加算、借入金の返済などがある。

は

地方交付税の財源 (原資) は国税 (中央政

埋めが行われる。 各年度その調整が、 必要とする額と一致するとは限らないので、 との地方交付税の総額が実際に地方自治体が る。もっともこのようにして決まる各年度ご 方交付税の総額も増える仕組みになってい れている。すなわち国の税収入が伸びれば地 所得税等五税目のそれぞれ一定割合と決めら

地方交付税の総額

税の総額になる。 体ごとにこの算式を計算し、 財源不足額の全国合計がその年度の普通交付 足額に応じて交付される。 毎年、 各地方自治体の 各地方自治

治体に交付される。 い臨時特別の財政需要を考慮して、各地方自 例えば、台風等の災害の復旧経費、 地方交付税の六%を配分する特別交付税 普通交付税の算定によっては計算されな

たる。 後に生じた財政需要や普通交付税の標準的機 械的な計算では算定できない需要がこれに当 の除雪経費など普通交付税の算定(毎年八月)

地方交付税の性格

使途を制限してはならないと規定されてい 税法には、 使い道が限定されない収入である。地方交付 税は地方税と同様にその地方自治体にとって わかるように、地方交付税は地方税収入の不 る地方税」である。この点で、同様に国から 足額を埋めるものである。そこで、地方交付 方をすれば、国が集める地方税」と言える。ま は「地方自治体の共有財源」であり、別の言 方自治体の取り分があるわけで、地方交付税 交付税となる。国が集める税収入のなかに地 国税収入の一定割合が当然に自動的に地方 地方自治体ごとの配分額の計算方法でも この意味からも地方交付税は「国が集め 国が地方交付税の交付に当たって

となっている。となっている。となっている。地方交付税とはまったく性格を異にしている。地方交付税とはまったく性格を異にしていて地方交付税とはまったく性格を異にしていて地方交付税とはまったく性格を異にしていて地方交付税とはまったく性格を異にしている。は使途が限定されており、自由度にお助金」は使途が限定されており、自由度にお

地方交付税の占める地位

まっている。 地方公共団体はわずかに七十四団体にとど十六市町村のうち普通交付税を受けなかったかった団体は東京都のみであり、三千二百七ると、四十七都道府県のうち、交付を受けなると、四十七年度の普通交付税の算定結果を見平成十二年度の普通交付税の算定結果を見

地方交付税の問題点とその原因

点を抱えている。財源となっているものの、同時に多くの問題地方交付税は多くの自治体にとって重要な

地方交付税の問題点は、量的なものと質的

なものとに分けることができる。

当な水準で標準的な行政を行なう経費)を増 とが指摘できる。 加させることによってそれを消化しているこ 税の総額が膨張する一方、基準財政需要額、妥 は、他の財源が不足しているために地方交付 いのは全自治体のなかで東京都のみである。 また、特別交付税については交付されていな 調整・財源保証が行なわれていることになる。 %に準ずる自治体が一種の基準となって財源 である。つまり、結果として財政力の上位に ジャーランドなどのある限られた自治体だけ に、高級住宅地や超優良巨大企業、人気レ 蔵野市、愛知県豊田市、千葉県浦安市のよう %に過ぎない。具体的にみると、東京都の武 を受けなかった団体は、全自治体のなかで一 ○○○年度をみてみると、普通交付税の交付 保証が行き過ぎていることがあげられる。一 総額が大きすぎ、そのために財源調整や財源 このように行き過ぎた調整と保証の背景に 量的な問題点としては、まず地方交付税の

り不足分の借入金は二〇〇〇年度では八兆円り不足分の借入金は二〇〇〇年度ではいかという問題に加えて、この借入金はあくまを負っているという意識がなく、たとえ資金を負っているという意識がなく、たとえ資金にして交付税の配分を多くするかということのみが重要となりモラル・ハザードが生じてのみが重要となりモラル・ハザードが生じてのみが重要となりモラル・ハザードが生じている。

せない。

さ、 普通交付税が補助金化している点も見逃て、中央政府の恣意性が強いことが指摘できて、中央政府の恣意性が強いことが指摘できが自由であるはずの地方交付税の配分についが自由であるはずの地方交付税の配分につい

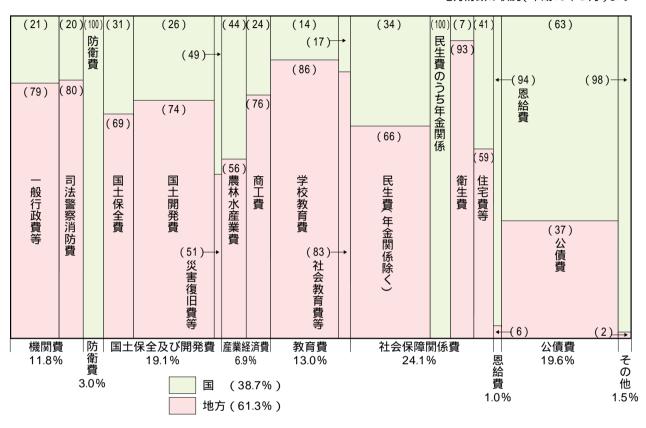
八・九%もの高い伸びを示している。 大三〜九七年度の一自治体あたり年度平均一付税によって元利償還が措置された金額をみ付税によって元利償還が措置された金額をみると、普通交付税の交付団体(市町村)ではると、普通交付税の交付団体(市町村)ではると、普通交付税の交付団体(市町村)ではから、普通交付税のを示している。

になり、財政資源の配分の歪みにつながる。は、ニーズの大きい事業よりも優先することのニーズが小さい事業でも、将来の地方交付のニーズが小さい事業でも、将来の地方交付のことがいまでの所得移転であったが、対した交付税措置は、実質的に将来の都になり、財政資源の配分の歪みにつながる。

の質的問題である。一人当たり非義務的経費の財政運営が、有利になることも地方交付税財政力のきわめて強い自治体と弱い自治体

国・地方を通じる純計歳出規模(目的別)

地方財政の状況(平成13年3月)より



(注)()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

地方交付税制度の改革の方向性

ビスの拡大は容易ではない。

かわからないうえ恒常的な不交付団体ほど地

方税収が大きいわけではないので、 行政サー

い部類に入るものの、いつ不交付団体になる

治体は、全自治体のなかでは税収がかなり多

不交付団体の間を行ったりきたりしている自 ことが有利に働いている。一方、交付団体と の配分の計算が人口だけでなく面積にもよる はおおむね人口密度が低いため、地方交付税 する団体もある。 また、財政力の弱い自治体 のに対し、地方交付税の割合が七○%にも達 れることがあり、なかには極端に財政力が弱

財政力が弱い自治体ほど交付税が上乗せさ

く歳入に占める税収の割合が五%に満たない

ある。 の両面からきわめて小さいといえよう。地方 市圏住民の不満の高まりという政治的なもの 地方債依存の限界という経済的なものと、 ことについて国民的な理解は得られなくな に厚く配分されている現行の地方交付税制度 現行の地方交付税の維持可能性は借入金・ 都市圏住民の不満に抗しきれず改革を迫 都市圏住民の理解が得られなくなりつつ 地方交付税制度を現行のまま維持する

られるであろう。

政力の相関関係を調べると、財政力の弱い自 が高くなっている。 治体と強い自治体で一人当たり非義務的経費 、公債費、人件費、扶助費を除いたもの)と財 平成11年度1人あたり都道府県税額

100 200 0 50 150 単価:千円 1107 北海道 青 森 189 岩 手 95 宮 城 秋 田 93 196 Щ 形 福 島 茨 城 110 1119 栃 木 群 馬 115 196 埼 玉 干 葉 100 東 京 186 神奈川 105 新 潟 111 富 Щ 114 石 Ш 福 井 Щ 梨 112 툱 野 阜 111 岐 静 畄 125 愛 知 Ξ 重 122 滋 睝 京 都 108 大 阪 127 兵 庫 105 奈 良 85 89 和歌山 鳥 取 101 根 98 島 岡 Щ 104 広 島 104 Щ 104 100 徳 島 香 Ш 110 愛 媛 94 高 知 91 福 畄 103 佐 賀 103 長 崎 81 熊 本 90 大 分 宮 崎 87 鹿児島 86 72 沖 縄

ಠ್ಠ べきという意見も多い。 る。そのため、ドイツの制度を日本に導入す だけで直接行われる水平的財政調整制度であ への徹底した垂直的調整制度が行われてい 制度を見てみるとイギリスでは中央から地方 税の拡大であった。 ることであった。そしてその結果が地方交付 方自治体にとって使途の自由な財源を多くす 改革への参考として先進主要国の財政調整 ドイツの財政調整は、連邦を介さず州間 しかし、 地方自治体

> かという意見もみられる。 カのように、財政調整制度をなくしたらどう 交付税と同じになってしまう。一方、アメリ

これまで、財政面での地方分権は、主に地

制度を廃止すべきではない。 的財政調整は必要であり、現在の地方交付税 ると、負担と受益の乖離を縮小する形での改 市集中の弊害から、分権時代でも一定の垂直 革が望まれる。もちろん、地域間格差や大都 こうした諸外国の例と日本の現状を勘案す

るのは、地方交付税制度の規模縮小と透明 そうしたことから、具体策として求められ

間で財政調整するにしてもそのルールを作る

のは中央政府しかなく、実質的には現行地方

化・単純化であろう。

削減に多くは期待できない。 出を削減するか他の歳入を拡大する必要があ 小が必要である。 ただしそれには、地方の歳 た量的問題の解決には、地方交付税の規模縮 借入金累増や過剰な財源調整・保証といっ 今後、地方歳出の効率化は必要不可欠だ 地方分権や高齢化の進展を考えれば歳出

ಠ್ಠ が、

(参考文献)

岡本全勝 著「地方交付税・仕組と機能 浅羽隆史 著「手にとるように財政のことがわかる本」